



刊行にあたって

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数で、令和5（2023）年の日本の総合スコアは「0.647」、146か国中125位でした（「0」は完全不平等、「1」は完全平等を示します）。先進国の中では最低レベルの水準です。

日本においてジェンダー・ギャップを解消し、女性が差別なく働くことが可能な社会を実現することは、今なおこの国全体の課題といえるのではないのでしょうか。

さて、遡って昭和4（1929）年、現代とは異なり、女性が法律家になることが制度上不可能だった時代に、現在の明治大学が女子部を開設し、その門戸は開かれました。

それから約10年後の昭和15（1940）年、日本初の女性法曹、3人の弁護士が誕生しました。三淵嘉子さん、中田正子さん、久米愛さんです。今から83年も前のことです。

それは、公然とした女性差別が存在し、女性に対する職業的制限があった戦前の日本社会では、画期的な出来事でした。

3人の中でもとりわけ、戦後、裁判官になり、昭和24（1949）年に発足した家庭裁判所の設立にも関わって、女性初の家庭裁判所の所長となった三淵嘉さんは、女性が社会的に活躍できる道を切り開いた方でした。

「女性初の弁護士」、「女性初の判事」、そして「女性初の裁判所長」と称される三淵さんご本人の生き様と法律家としての功績を知っていただくとともに、時代の先駆者、三淵さんの足跡から、現代の社会が求めるものを感じとっていただきたいと願っています。



〔目次〕

〔第1部〕

三淵嘉子評伝

清永聡

1

三淵嘉子と
家庭裁判所の時代

〔第2部〕

三淵嘉子ゆかりの人々

清永聡

71

「家庭裁判所の父」 天真爛漫な初代最高裁家庭局長
宇田川潤四郎

72

リベラリストな「殿様判事」 家庭裁判所創設のキーパーソン
内藤頼博

74

日本初の女性法曹のひとり 女性の権利擁護で活躍
久米愛

76

日本初の女性法曹のひとり 女性初の弁護士会会長
中田正子

78

家庭裁判所での「姉妹」 女性初の高等裁判所長官
野田愛子

80

〔第3部〕

三淵嘉子を語る

83

インタビュー

父であり母であった「とと姉ちゃん」

武藤泰夫・清永聡（聞き手）

84

インタビュー

東京家裁時代の三淵嘉子さん

鈴木経夫・編集部（聞き手）

90

三淵嘉子裁判官の基本的視座を学ぶ

若林昌子

94

——憲法理念と家庭裁判所司法

三淵嘉子さん 強さと優しさと

荒井史男

100

翼を得て

佐賀千恵美

110

〔第4部〕

家庭裁判所発足の頃

117

解題

座談会 「家裁発足当時の思い出」について

清永聡

119

座談会

「家裁発足当時の思い出」

120

市川四郎・沼邊愛一・三淵嘉子・柏木千秋・内藤文質・
外山四郎・森田宗一・皆川邦彦・栗原平八郎・山田博・
奥山興悦・長谷川知賢

解説

昭和57（1982）年の座談会について

奥山興悦

136

三淵嘉子略年譜

140

Yoshiko Mibuchi and
Family Court



〔第1部〕

三淵嘉子
評伝



[第1部] 三淵嘉子 評伝

三淵嘉子と 家庭裁判所の時代

Yoshiko Mibuchi and the Era of the Family Court

清永聡

はじめに

「ああ、三淵嘉子さん！」

一定の世代を超える裁判所のOBには、
今も男女問わず「三淵ファン」がいる。

彼女の名前を出すと、ぱっと若き日の
笑顔に戻る。

「どんな方でしたか」

「すてきな人でした」「その場に花が咲
いたような」「声がきれいな」「少年審
判のプロフェッショナル」「尊敬する
裁判官」……。

元裁判官だけでなく、調査官や書記官
と幅広い。多くの人に好かれ、頼りにさ
れる存在だったことがわかる。

昭和一三（一九三八）年に三淵嘉子は
中田正子、久米愛とともに女性として初
めて当時の「司法試験」に合格した。戦
前は弁護士に、戦後は裁判官になる。昭
和二四（一九四九）年に発足した家庭裁
判所の設立にも関わった。昭和四〇年代

には急増する少年事件に向き合い、少年
法を守ることに力を尽くした。

私は平成三〇（二〇一八）年に家庭裁
判所の歴史をまとめた『家庭裁判所物
語』を出版した。この本は最初、三淵嘉
子の評伝として計画した。彼女を通じて
家庭裁判所の歴史を描こうと考えていた。
彼女と親交のあった方々を取材したが、
ほとんどの方が喜んで、彼女との思い出
を語ってくれた。

さらに、実子である和田芳武と、末
弟の武藤泰夫の両氏には、平成二八
（二〇一六）年から出版後まで数年にわ
たって取材し、これまで活字になってい
なかったエピソードを、いくつも聞かせ
てもらったことができた。

それでも、家庭裁判所が創設された昭
和二〇年代、彼女はまだ若手だった。彼
女一人で家裁の歴史をすべて語ることは
難しい。私の手元には、書き込めなかつ
た三淵嘉子に関する証言録や資料が数多
く残された。

特に実子の和田芳武と末弟の武藤泰夫
は、数年前相次いで亡くなり、今では新
たな証言を得ることはできない。そこで

今回、取材で得た証言や資料から、あら
ためて嘉子の生涯を追っていくことにす
る。



三淵嘉子には「女性初の弁護士」「女
性初の判事」「女性初の裁判所長」など、
歩けば「初」の称号が後から付いてくる、
そのような生涯だった。

結果だけ辿れば、華やかな道に見える。
だが戦前は公然とした女性差別があつ
た。法律でも結婚した女性は「無能力
者」とみなされていた。特に司法は明治
以来長く男が独占する世界だった。

その山に分け入り、道を切り開いて
いった人生である。それは決して軽やか
な歩みではない。戦争で最初の夫や弟を
失い、働きながら長く一人で子を育てて
きた。肉親を養う必要にも迫られた。

何より生涯、第一走者を務める重圧は、
大きかったろう。実子の和田芳武に言わ
せると、「闘い続けた人生」であるという。

そして裁判官として通算一六年間も家
庭裁判所で働いた。彼女自身が語ったと
ころによれば、実に五〇〇〇人を超える

非行少年や少女と審判で向き合っている。

本稿は三淵嘉子の生きた時代と、彼女が果たした役割を伝える必要な範囲で『家庭裁判所物語』で紹介した証言や一部表現が、重複することをお許しいただきたい。

彼女には生涯で三つの姓があった。旧姓の武藤、最初の結婚後の和田、そして再婚後の後半生で使われた三淵。本書では混乱を避けるため名前の「嘉子」で紹介する。このほか存命の方を含め敬称は略した。引用文献は末尾に一括したほか、引用にあたっては、一部を除き旧字を新字にあらため、一部の漢字を変更あるいは平仮名にした。また読みやすくするため、文意を変えない範囲で句読点をつけた。

活発な人気者

三淵嘉子の父親の武藤貞雄、母親のノブとともに香川県丸亀市の出身である。家族によると貞雄は代々丸亀藩の御側医を務める宮武家に生まれ、武藤家に養子

に入ったという。伝わる話では、貞雄の父は緒方洪庵が大阪に開いた「適塾」に通っていたこともあるという。

武藤家は貞雄が医師になることを期待した。だが、彼は旧制丸亀中から一高、東京帝大の法学部を出て台湾銀行に就職している。

台湾銀行は、台湾での紙幣発行権を持つとともに、商業銀行としても内外に支店を構えていた。貞雄はシンガポール支店やニューヨーク支店へ赴任している。

当時の貞雄の肖像写真が武藤家に残っている。写真の下部には英語のサインがある。中折れ帽をかぶり、三つ揃いに蝶ネクタイ。時代を割り引いても決まりすぎた正装なのだが、キザにならないのは当の本人が丸顔にロイド眼鏡とだんご鼻、その下のちよび髭がユーモラスに感じさせるからだろう。

嘉子が生まれたのは、一家がシンガポールに滞在していた大正三（一九一四）年一月一三日である。

嘉子の「嘉」はシンガポールの漢字表示「新嘉坡」から取った。貞雄は次のニューヨークへは単身で転動したため、

嘉子は母と幼少期の数年間を実家のある丸亀市で過ごしている。嘉子は小さいときから利発で活発、丸顔は父親似である。

武藤家の菩提寺は丸亀市の本行寺にある。今も貞雄の建てた武藤家の墓があり、武藤家の法要は本行寺で行われている。

貞雄は大正九（一九二〇）年にアメリカから帰国した。東京での勤務になったため、一家は渋谷を経て麻布^{こまがひ}、筈^{はこ}町で暮らすようになった。現在の港区西麻布四丁目になる。区画や道路はほぼ当時のままの形状が残されていて、一家の住まいがあった位置は当時の地籍図から特定できる。

自宅のあった場所を訪ねてみた。外苑西通りから一つ西に入った通り沿いで、周辺は戦災でほとんど失われ、当時の面影を残す建物はない。マンションやホテルなどビルばかりである。

自宅があった場所は、駐車場になっていた。敷地は広さ約一五〇坪。かつては門と立派な玄関がある武家屋敷だったという。周囲にはさらに広い区画が並んでおり、当時としてはここが特に広がったわけではない。すぐ裏には赤十字病院、

表通りに出れば市電の停留所がある。

この家に両親と嘉子、そして弟たちで長男の一郎、次男の輝彦、三男の景造、四男の泰夫がいた。



取材時、五人きょうだいの中で唯一健在だったのが、末弟の武藤泰夫である。

泰夫は林野庁で長く勤めた後、民間企業で働き、退職後は森林の保護活動を続けていた。当時はもう九〇歳近かったが、山林を回っていたためか身のこなしは軽く、自分で自転車に乗って買い物に行くほど元気だった。

「私たちきょうだいの中で、一番優秀なのが姉でした」

泰夫には都内の自宅で話を聞いた。嘉子は勉強もできて、運動も得意。広い敷地では弟たちとキャッチボールもしたという。

「とにかくもう、何でもできる人でした。頭の回転も速く言葉も達者で、元気で

頼りになります。私たちを引っ張ってくれる存在でした」

父の貞雄はノブと「この子が男だったらどれだけいいか」とこぼしていたほどだという。

弟の中では嘉子のすぐ下の長男、一郎が弟たちのまとめ役だった。

「一郎兄さんは、姉の次にしっかりした人でした。長男ですから姉も一郎兄さんに一目置いていました」

「たとえば、私が家に帰ってきた時に、玄関に靴を脱ぎ捨てたりするでしょう。父も母も、姉も何も言わないのですが、一郎兄さんは『おい、泰夫。何だその脱ぎ方は』とビシッと短く言うのです。そう言われると、はい、と従うしかない。威厳がありました」

一〇歳以上年の離れた末弟の泰夫にとっては、嘉子は優しく母親のような存在で、一郎はこわい兄。そして進歩的な考えの父と優しい母がいて、温かい家族だった。



昭和二（一九二七）年、嘉子はお茶の水にある東京女子師範学校附属高等女学校に入学した。入試は二〇倍を超える難関だった。同級生は回想でこう記している。

「嘉子さんは理知的で、正義感が強く努力型。国語より数学の方が得意で、学期末には隣の席どうし、互いの通信簿を見せ合うほど勝負にこだわらない。おおらかさがあった（中略）謝恩会には抜擢され、『青い鳥』のチルチルを颯爽と可憐に演じきり、一躍上級生のアイドル的存在になった」（平野露子）

「お声が澄んでいて台詞もよく透り、また歌も上手、絵も一時油絵の先生につかれ、お好きでお上手でした。私たちは仲も良い代わりよく口げんかもしましたが、さえた頭脳で考えられたところが思ったとおりの言葉となって出てくるのですから、絶対に勝ち目はありませんでした。ですから後年弁護士になられた時は、まったく天職を得られ

たものだと思っただけでした」(堀きみ子)

頭も良く朗らかで声もきれいだ。丸顔で笑うとくっきりとしたえくぼができた。何より感情が豊かで喜怒哀楽がはつきりとしていた。嘉子の周りにはよく人の輪ができる。学校でも人気者だった。

彼女を中心に人が集まるといふ光景は、終生続いている。

東京に珍しく雪が積もった時には、自宅にあったスキー板を持ち出して、雨ガッパを着て乃木坂で滑ったこともある。おそろおそろの坂道で滑り出すと、警官が通りかかった。驚いた警官は、大声で怒鳴った。

「こら！ ヤメロというのが、聞こえんか！」

そう叫ぶのだが、坂道でスキーは止まらない。下まで滑り降りたところで、警官がやっと追いついた。

「アッ、お前は女だな」と言われてすっかり叱られたという。こういう話も、嘉

子は友人に披露して笑い話にしてしまう。

昭和六(一九三二)年、高等女学校の卒業が近づいた。女性が多くが進学も就職もせず、花嫁修業の習い事などをしながら見合いをして、結婚する時代だった。

ただ、嘉子自身は社会に出て全力で何か仕事をしたい、と考えていた。後のことだが彼女は同僚の裁判官に「もし自分が男だったら、黒部ダムでも造ってみたかった」と話している。また後輩の女性弁護士には「私は精いっぱい働きたい。死ぬ時は、『ああ、私は精いっぱい生きた』と思って死にたいの」と話している。

海外赴任が長かった父の貞雄も、女性の仕事を持つべきだと考えていた。

「ただ普通のお嫁さんになる女にはなるな。男と同じように政治でも、経済でも理解できるようになれ。それには何か専門の仕事を持ったための勉強をしなければ。医者になるか弁護士はどうだ」

貞雄の生まれた宮武家は医師の家系である。このため嘉子に医者道を薦めたのだろう。

しかし嘉子は「血を見るとこわくなっちゃう」ため、医師に向いているとは思えなかった。そうすると、父が言ったもう一つは弁護士である。



戦前の司法試験は、どのようなものだったのだろうか。

明治から大正にかけては、帝国大学の法律科を卒業すると、無試験で弁護士もできたし、裁判官や検察官の修習を行う司法官試補になることもできた。

これに対して私立大学の学生は、裁判官や検察官が「判事検事登用試験」、弁護士は「弁護士試験」を受けなければならぬ。当時は明らかな官学優位であった。しかも裁判所や検察庁の要職は一部の例外を除き、帝大卒が占めていたのである。

無試験で司法官試補などになれるというこの「帝大特権」は、大正一二(一九二三)年から事実上廃止された。司法試験は高等試験の行政科、外交科とともに「司法科」となって、今でいう「キャリア試験」の一部となる。さらに

裁判官・検察官と弁護士試験も一本化された。合格してから修習を経て裁判官や検察官になるか、弁護士になるか。どちらかを選ぶ仕組みになった。

ただし、この時点では女性は受験もできなかった。

明治二六（一八九三）年に施行された弁護士法（旧々弁護士法）には、第二条に「日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト」と定められていた。裁判官や検察官も明文規定はなかったが、男性に限られていた。

つまり法律家とは男性だけの世界だったのだ。

父の貞雄は嘉子に「そのうち道は開けるよ」と、幾度も励ました。これは憶測ではなかった。この当時、女性にもせて弁護士の門戸を開くべき、という議論が起きていたのである。

昭和八（一九三三）年に弁護士法が改正され（旧弁護士法）、女性にも弁護士資格を認めることになった。これは嘉子が在学中の昭和一一（一九三六）年から施行され、女性も高等試験司法科を受けることができるようになった。

ただ、女性に門戸を開いていた大学は、当時ほとんどなかった。文系は旧帝大が東北と九州の二大学のみ、ほかには一部の私立大学が女性の入学を許した程度である。選科生などの扱いを除くと東京では唯一、明治大学だけが弁護士を目指すことができる学校だった。

法律を学ぶ女性たち

明治大学は昭和四（一九二九）年、各校に先立って女性に「専門部女子部」を開校した。女性だけの学科である。この法科を卒業すれば、法学部の本科に編入され男性と同じように学ぶことができる。

嘉子は明治大学専門部女子部に進んで、法律を学ぼうと考えた。高等女学校に卒業証明書もらいに行った。

だが、進学先を告げると、女性教師は卒倒せんばかりに驚いた。

「法律を勉強なさるのですか。それはおやめになった方がよろしいですよ。」

お嫁のもらい手がありませんよ」

そう言って懸命に止めた。嘉子は「父の了解を得ていますから」と説得し、引き留める先生を振り切って、卒業証明書をもらって帰宅した。

すると、今度は法事で丸亀に戻っていた母親が帰宅して「これで、娘は嫁に行けなくなった」と泣き出したという。



明治大学が女子に門戸を開く決断をした背景には、東京帝国大学教授で明治大学でも教鞭を執っていた穂積重遠と、弁護士の松本重敏の存在が大きい。穂積は「家族法の父」とも呼ばれ、女性の権利擁護にも理解があった。松本は明治大学出身の弁護士で、二人とも弁護士法改正委員会の委員を務めていた。この二人が大学に女子の専門部設立を提案したのである。

昭和四年に開学した専門部女子部の法科は、穂積の意気込みで一流の講師を集めた。民事訴訟法は細野長良ながよし（のち大審院長）、刑事訴訟法は草野豹一郎（のち

大審院部長)、行政法は沢田竹治郎(行政裁判所評定官、戦後最高裁判事)、相続法は島田鉄吉(元大審院部長)などである。穂積も民法の教鞭を執った。さらに学長の横田秀雄(元大審院長)も、自ら授業を行っている。大学側の力の入れ具合がわかる。特に実務家とその出身者を数多く集めていて、現場で活躍する法律家の育成を目指していた。

昭和七(一九三二)年、嘉子は四期生として明治大学専門部女子部に入學した。校舎は神田駿河台のかつて付属中高があった場所に作られていた。小さな木造二階建ての小学校のような建物だった。女子学生の制服もあった。紺色のスーツに白のブラウス、紺のネクタイに男性と同じ角帽もあった。女性に角帽はさすがに違和感があり、頭に乘せる女子学生は少なかつたようだ。嘉子は当時の学校の様子をこう語っている。

「女子部全体で一〇〇人あまりという、専門学校というよりは塾と呼ぶのがふさわしいような小さな学校であった。

生徒も女性解放の意気に燃える女闘士やら、私のように世間知らずの女学生など、年齢も一〇歳代から四〇歳を超える年配の女性まで誠にバラエティに富んでいた。ともかく普通の女子専門学校にはない厳しいしかも大人の雰囲気があった」

入學した後も、法律を学ぶことに周囲の理解は得られなかつたという。

「明大入學後、知人に出会ったとき今どうしているかと聞かれ、明大で法律を勉強していると答えると、とたんに皆一様に驚きあきれ、何という変わり者かという表情で『こわいなあ』といわれるのにはこちらが参ってしまった」

弟の泰夫も、家の外を歩いていた男子学生が「この家、女だてらに法律を勉強しているんだって」と噂しているのを聞いている。

大学は、初年度の入學定員を三〇〇人と予定していた。ただ、実際に入學してくる女子学生は少なく、学業途中で結婚

するため退學する人も相次いだ。本人の回想によると嘉子の学年も入學者は五〇人程度で、卒業時には二〇人ほどに減っていたという。

当時、女性が進學する場合、多くは結婚前に教養を身につけることが目的だった。主婦になつても、生活に直接役立たない法律を学ぶ選択はまれである。あえてその道を選んだ女性たちも、縁談の話が来れば、多くが結婚を選んで退學する、あるいは親から嫁入りを強いられるのは、当たり前だつたのだ。



明治大学に入つた嘉子は、そこでも人氣者になつた。

当時の旧姓武藤から「ムッシュ」というあだ名がついた。嘉子は特に仲の良かった女性たちと大学から神田駿河台下を歩き、時にはみつ豆を楽しんだり、書店を回ったりすることもあつたという。

昭和一〇(一九三五)年に専門部女子部を卒業。明治大学法学部本科へと進む。ここからは男子学生と共學になる。

ただし男女がお互いに口をきく勇氣は

なく、女子学生は教室の前方に固まって席を取り、授業外でも女子だけで行動していたという。

それでも、嘉子の優秀さは知られていた。試験の時には、前後左右の男子学生が教えてくれと突っついてカンニングを迫られることもあった。弟の輝彦によれば男女を合わせて成績がトップで、大学の卒業式では、総代として卒業証書を受け取っている。

初の女性弁護士誕生

女性も受験できるようになった司法科の試験。最初の昭和十一年は、一九人の女性が受験したが、合格者はゼロだった。翌年、中田正子が初めて筆記試験を突破したが、口述試験で不合格となる。初の女性弁護士誕生かと注目を集めただけに、中田の不合格には、「女性だから落とされたのではないか」という声も上がった。

一方で法学部の女性たちの受け止めは違った。「あと一步で、私たちも弁護士

になれる」と感じた人が多かったという。三回目となる昭和十三年の高等文官試験司法科。多くの男性たちに混ざって嘉子も受験に臨んだ。自身の回想によれば、この年の女性の受験者は二〇名程度だったという。



当時は司法科だけでなく、行政科と外交科の三試験が合同だった。官僚、裁判官や検察官、そして外交官と国家を支える幹部候補生を選抜する最高試験である。公務員の地位が今よりもはるかに高かった時代、「エリート選抜試験」だけに、衆議院と貴族院の建物が会場となった。

毎年六月末から七月上旬にかけて試験場の外には天幕が張られ、全国から大勢の受験生が永田町に集まってきた。当時の受験本には、試験会場の風景が点描されている。

受験五回目の「古強者」が大声で体験談を語り、若い受験生は取り囲んで耳を傾ける。角帽の帝大組、あご髭を伸ばした私大組とそれぞれひとかたまりになっていた。地方から上京してきたグループ

もいて、お国言葉で緊張を和らげている。多種多様な受験生の群れであった。その中でごくわずかしかない女性は、おそらく小さくなっていたことだろう。

外には受験生のために湯と茶碗が用意されている。出店が出てパンや牛乳、寿司などが売られていた。直前でどこまで役立つのか、問題集まで売られている。祭りのような賑やかさであった。

筆記試験は必須科目、選択科目を含めて合計七科目ある。現在の司法試験のようない「短答式」はなく、「論文試験」が日曜日を除いて七日間の日程で行われ、必須科目と選択科目を受験する。この筆記試験に合格した者だけが、次の「口述試験」に進むことになる。

当時の記録を探してみた。嘉子が受験した昭和一三年度の高等試験司法科の受験者数は二九八六六人。これに対して合格者は二四二人だった。倍率は一二倍を超える。



麻布笄町の家には、同郷の丸亀から上京した学生が、入れ替わりながら書生と